

第7回新宿区議会政治倫理条例に関する懇談会会議要録（平成16年8月20日）

1 審査会のあり方、財産公開、兼業・兼職の届出、公平で民主的なルール、問責制度、議員活動の報告などを条例の中でどのように扱うべきかについて議論した。

審査会のあり方

- ・ 審査会の構成が審査会のあり方を決定する。他の自治体の審査会には、議員をメインにしながら学識経験者、区民が入っている。新宿型は、学識経験者、区民で構成することがすじである。
- ・ 議員の発言する場がなくなるので、議員も審査会に参加すべきである。
- ・ 議員が自分の発言を担保されていれば、審査会に入る必要はない。
- ・ 議員の政治倫理を審査する第三者機関であり、審査会から議員を除外すべきである。
- ・ 議員は審査会委員から外れるべきである。ただし、弁明の機会を保障すべきである。
- ・ 議会のあり方を担保するものであるから、議員は入るべきである。
- ・ 議員が自ら律していこうとするものであるから、議員、学識経験者、区民の三者構成で、それぞれ同人数がよい。
- ・ 兼職禁止の問題がでてきたら審査会で話し合うことになると思うので、議員は審査会に入ったほうがよい。

結論：審査会は常設とし、議員、学識経験者及び区民の三者で構成する。

財産公開

- ・ 地方議員のプライバシーは区民の身近にあるので、議員及び家族の資産公開はふさわしくない。
- ・ デリケートな問題であるが、政治資金の例をみると家族と一体のものとなっている。家族を財産公開から除外することは分からない。納税状況が把握されているか、このことはうやむやにすることはできない。
- ・ 資産には負債も入っているので、未払い税金があれば分かる。未払い税金は明らかにしてもらいたい。株取引も明示してもらいたい、現金がいくらあるかは必要ない。
- ・ 家族は別人格として考えるほうがよい。
- ・ 行政の長等は、権限を利用して私財を蓄えることがあるが、議員にそのような権限があるとは思えない。基本的に地方議員の財産公開は必要ない。
- ・ 政治倫理を作ろうとするメッセージを発信している。日本の政治風土の中で、一定の制約が必要であることを発信することが大事であり、その流れを下から作ることである。議員はオープンにして、はじめて住民から信頼される。
- ・ 何のために資産公開するのか、そもそも地方議員は資産を増加させるために利

用することができるような権限を持っているか。

- ・ 議員だからといって、株取引はできないのか、株取引をしてもよいのではないか。
- ・ 国会議員と地方議員の中身は違う。地方議員は住民の相談役であり、区政とのパイプ役であり、そこまでしぼりかける必要はない。
- ・ 議員に疑惑が生じたときに、資産公開を請求する権限を審査会に保障すればよい。
- ・ 資産公開することで議員の透明性が高まる。プライバシーの問題はあるが、議員にとって不都合なことではない。政治倫理条例に資産公開をルール化することを発信すべきである。
- ・ 議員も守られるべきプライバシーはある。バランスを考えた場合、資産公開することはどうかと考える。

結論：資産公開を義務付けることは盛り込まない。

兼業・兼職の届出

- ・ 地方自治法で規定されているので、議員は企業の役員の地位にあるときは届け出るべきである。
- ・ 法律上は整備されている。議員は非常勤であるから、本業をもっているもよい。ここで取り上げる必要はない。
- ・ 法律の精神を拡大し、兼業・兼職を届け出ることによって、議員の自覚が出てくる。
- ・ 届け出る範囲を限定してもらいたい。社会福祉法人の評議員などのボランティアも届け出るのか。
- ・ 町会と行政は密接な関係になっている。議員が町会長になっているが、検討する必要はある。

結論：兼業・兼職の届出を盛り込むが、その範囲は起草委員会で検討する。

公平で民主的なルール

- ・ 区民が議員の情報を知ることは当たり前のことである。議員が積極的に情報公開することが、民主的なルールである。そのことによって、公平な運営ができ、区民は安心することができる。

結論：これは議員の情報公開の問題でもあり、原則を盛り込むように文章化する。

問責制度

- ・ 問責制度そのものが問題である。選挙がペナルティの場であり、疑わしい場合、選挙で決着すべきである。みそぎというものが理解できない。疑義があった場合、議員を辞職すべきである。
- ・ 罪になるようなことをやって、判決があっても議員に留まっている。区民はそのことがおかしいと感じているので、辞職勧告するような制度があってもよい。

- ・ 議会には自浄作用が必要である。問題ある議員を仲間としてかばうのはいかなることか。議会の信頼性を高めるため、問責制度は必要である。
- ・ 問責制度があっても、議員が辞職しない場合もある。問責制度があっても区民の不信感を払拭できるか疑問である。現実問題として効果はあるのか。
- ・ 区民が、議員から事件の説明を聞き、質問できる制度を、また、一審判決がでたら辞職を求める制度を作りたい。
- ・ 問責制度によって、事件を有権者に知らせることにより、議員の解職請求につながり、議会の浄化を図ることができる。
- ・ 本会議を欠席したり、委員会を途中で早退する議員がいる。問責制度を作るべきである。
- ・ 議員を問責することが目的ではない。調査・説明・弁明・同僚議員の意思表示は一連の手続きである。こう考えると、問責制度にも効果がある。

結論：問責制度を取り入れる。

議員活動の報告

- ・ 積極的に働きかけの文書をオープンすることは大事なことである。
- ・ 公約の問題が大切である。責任を持って公約を実現するよう努力したことを報告する、本会議、委員会の出席日数も報告したほうがよい。
- ・ 本会議、委員会の出席日数のほかに、本会議での質問状況、委員会での発言状況をだしてしかるべきである。
- ・ 1年間又は2年間に公約に掲げたことをレポートにして提出し、審査会が評価して公表することは、より積極的なことである。
- ・ 審査会で評価することは難しいことである。
- ・ 委員長をやっていると、委員会での発言はない。
- ・ 審査会が評価するのではなく、取りまとめをすればよい。
- ・ 議員は各種活動をしている。最終的に選挙で評価される。その活動を審査会に報告するというしほりかける必要はない。
- ・ 議員活動を報告するというイメージが湧かない。

結論：議会活動の報告は、慎重に考える。

その他

- ・ 議員の情報公開を積極的に進めるべきである。
- ・ 議員の説明責任が不足しているし、その機会もないので、答申に書き込んでもらいたい。

2 次回の議題

「起草委員会報告の審議」とする。

3 次回の日程

9月3日(金)午前10時に開催する。